

7月24日地上デジタル放送へ完全移行 臨時相談コーナーを開設します!

臨時相談コーナーでは、地上デジタル放送の基礎的な情報を提供するとともに、
★地上デジタル放送を見られるようにするにはいくら掛かるの?
★今のアナログテレビをそのまま使つて見るにはどうすればいいの?

★アンテナは交換しなければならぬの?
など、ご自宅やお住まいの地域で、地上デジタル放送を受信するための具体的な質問にお答えします。

総務省が開催する無料の受信相談コーナーです。地デジだけでなくガイド、各種申請書類などを備え付けています。機器の販売や契約などの勧誘などは一切ありません。

【相談コーナーの問い合わせ先】
総務省茨城県テレビ受信者支援センター(デジサポ茨城相談会グループ) ☎029-303-2601 平日:午前9時~午後6時

【地デジ受信の電話相談窓口】
地デジコールセンター ☎0570-07-0101、地域電話相談窓口 ☎029-307-001 ○平日:午前9時~午後9時○土、日、祝:午前9時~午後6時

▼相談コーナー設置場所・期間

市役所伊奈庁舎・谷和原庁舎ロビー

6月15日(水)~8月26日(金)

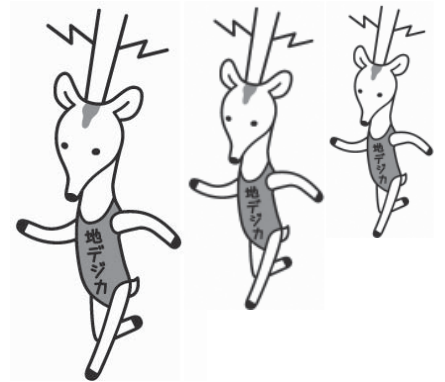
土・日・祝日を除く午前8時30分~午後5時15分

▼対面対応日

| 会場 | 対面対応日(各月曜日) | 受付期間 |
|-------------|-----------------------|------------|
| 市役所伊奈庁舎ロビー | 6月20日、7月4・25日、8月8・22日 | 午前10時~午後4時 |
| 市役所谷和原庁舎ロビー | 6月27日、7月11日、8月1・15日 | |

【支援センター】
〒307-0001 茨城県伊奈町市役所1階

【支援センター】
〒307-0001 茨城県谷和原町市役所1階



総務省からのお知らせ 東日本大震災で被災された世帯に 地デジの支援を行っています!

東日本大震災などで被害を受け、NHK放送受信料が全額免除となった次の世帯が、「被災世帯」として、新たに支援の対象になりました。

▼対象となる世帯は

- ①平成23年3月11日以降に災害救助法が適用された区域内(市は適用区域内)において、
②半壊、半焼または床上浸水以上の程度の被害を受けた世帯
③避難の勧告、指示または退去命令を継続して1カ月以上受けている世帯

(注) 支援を受けられるのは、地上アナログ放送を視聴している、地上デジタル放送未対応の世帯に限られます。

地デジを口実にした悪質商法にご注意を

テレビの調査や工事を口実に料金を不正に請求したり、総務省やテレビ局などの関係機関の職員をかたり、切り替え手数料などを架空請求する悪質な事例が発生しています。
地上デジタル放送への対応で、総務省・テレビ局・その関係機関が、お金を請求することは一切ありません。
このような請求を受けたときは、すぐには支払わず、警察署(常総警察署 ☎22-0110)、市消費生活センター(☎25-3288)、地デジコールセンター(☎0570-07-0101、 ☎029-307-0101)へご相談ください。

東日本大震災で被災された世帯に 地デジの支援を行っています!

▼支援の内容は

簡易なチューナー1台を無償で給付します。アンテナ工事などが必要な場合は、無償で工事を行います。

▼支援を希望する被災世帯の方は

は、支援の申込書に必要事項を記入し、り災証明書(コピー可)、または被災証明書(コピー可)を添付のうえ、支援の申込書に同封されている返信用封筒で総務省地デジチューナー支援実施センターへ送付してください。

▼支援の申込書は

総務省地デジチューナー支援実施センターに連絡して取り寄せてください。
また、各自治体の福祉関係の

【支援に関する問い合わせ先】

総務省地デジチューナー支援実施センター <http://www.chidejishien.jp/> ☎0570-033840、または ☎044-969-5425 受付時間
○平日:午前9時~午後9時
○土、日、祝日:午前9時~午後6時

【NHK放送受信契約、免除申請に関する問い合わせ先】
NHKふれあいセンター
<http://www.nhk.or.jp/jushinyo/> ☎0570-000588、または ☎050-3786-5109 受付時間
○平日:午前9時~午後9時
○土、日、祝日:午前9時~午後6時